

道路占用許可申請手続き

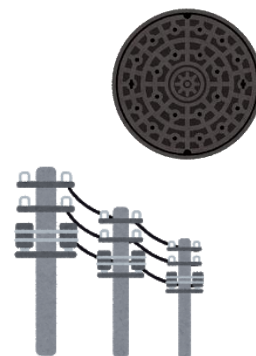
1 どんなときに申請するか

道路に、工作物や施設を設け、継続して道路を使用するときは、道路占用の手続きを行い、道路管理者（土木事務所長）からの許可を受ける必要があります。

また、道路占用する際には、原則として占用料が発生します。

【占用申請の例】

- ・道路に電柱や案内看板を設置したい。
- ・道路内に水道管を埋設したい。
- ・道路を作業スペースとして長期間使いたい。 等



2 道路占用手続きの流れ

0. 事前相談

必要な書類や施工方法について、事前にご相談ください。



1. 申請

事前相談や提出書類一覧を確認し、必要な書類を提出してください。



2. 審査

申請内容に不備がないか、施工方法に問題がないかなどを審査します。



3. 許可証交付

申請書提出からおよそ2～3週間以内に道路占用許可証を交付します。
※申請内容に不備や変更があるときは、交付が遅くなることがあります。



4. 着工届の提出

工事着手7日前までに、着工届に①②を添付し、提出してください。

①警察署の道路使用許可書のコピー ②工程表



5. しゅん工届の提出

工事完了後すみやかに、しゅん工届に①②③を添付し、提出してください。

{ ①工事施工前 ②施工中 ③完成後 }の写真

工事を行わないときは、4・5の提出不要です。

3 提出書類

必要な書類は以下のとおりです。

内容によって、不要となる書類もありますので、事前にご相談ください。

申請する際の注意事項は、「4 申請書を記入・準備するときの注意事項」に詳しく書いてあります。

【提出書類一覧】

- | | |
|-------------------|-------------|
| (1) 道路占用許可（協議）申請書 | (5) 構造図 |
| (2) 位置図 | (6) 現況写真 |
| (3) 平面図 | (7) 保安施設計画図 |
| (4) 横断面図 | (8) その他 |

※原則2部提出です。1部で足りる場合もありますので、担当へご確認ください。

4 申請書を記入・準備するときの注意事項

	添付書類	項目	注意事項
1	道路占用 許可（協議） 申請書	新規・変更の別	新規または変更には○ 変更の場合、変更前の許可年月日・番号を記入
		申請者名	法人の場合：法人名及び代表者氏名※公印省略可
		占用物件	名称：占用物の名称
			規模：種類，太さ，縦×横×高さ等 数量：個数，長さ，面積等
		占用の期間	始期：「許可の日」または「占用を開始する日付」 終期：・インフラ関係（第1項）…10年 ・その他一般工作物（第2項）…5年以内
			工事の期間
	備考	申請者と手続をする者が異なるときは，備考欄に 手続きをする者の氏名・連絡先を記入	
2	位置図（1/50，000程度）	広域的な位置関係が把握できるもの	
3	平面図（1/500以上）	官民境界及び施工範囲が把握できるもの	
4	横断面図（1/100以上）	路面掘削を伴う場合には舗装構成を記載	
5	構造図（1/50以上）	占用物件の構造が把握できるもの	
6	現況写真	最低3方向から撮影したもの	
7	保安施設計画図	工事により一般交通に支障が生じる場合に作成	
8	その他 （必要がある場合）	・求積図 ・配置図 ・同意書（第三者との利害関係が生じるとき） ・関係行政庁の許可書の写し ・公図写し 等	

<連絡先> 宮城県北部土木事務所栗原地域事務所行政班 TEL：0228-22-2174